

## 「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」開催要綱（案）

### 1 目的

受信料制度は、NHKが公共放送としての使命を果たすため、その事業運営を支える制度として設けられたものであり、受信機の普及とともに受信者の間に定着し、これまでNHKの安定的財源を確保することに寄与してきた。

一方、近年、NHK職員による不祥事に端を発した受信料の不払いが急増し、受信者の間で不公平感が高まるとともに、視聴者の対価意識の高まりなどと相まって、受信料を取り巻く環境は大きく変化しつつある。

上記のような受信料を取り巻く環境変化を踏まえ、総務省においても、国民の視点に立ち、正確な受信料負担者数の把握及びそれに基づく公平で透明性のある受信料体系について早急に検討する必要があると考える。

このため、国民の視点から見た今後の受信料体系の在り方について、外部有識者による研究会を開催する。

### 2 検討内容

- (1) 契約率算定の母数となる世帯数・事業所数等基礎的データの精査
- (2) 世帯及び事業所における受信料体系の課題（割引等）
- (3) 衛星受信料体系の課題
- (4) 今後の受信料体系の在り方 等

### 3 構成員

別紙のとおり。

### 4 開催期間

平成19年6月1日より開催し、10月を目途に一定の結論を得る。

### 5 運営

- (1) 本研究会は、情報通信政策局長の研究会とする。
- (2) 本研究会には、座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は、本研究会の構成員の互選により決めることとする。
- (4) 座長は、本研究会を招集し、主宰する。
- (5) 座長は、本研究会の構成員の中から座長代理を指名する。
- (6) 座長は、必要に応じ、関係団体等に出席を求めることができる。
- (7) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本研究会を招集し、主宰する。
- (8) その他、本研究会の運営に必要な事項は座長が定める。

### 7 その他

本研究会の庶務は、情報通信政策局放送政策課が関係課の協力を得て行う。

「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」構成員

(敬称略、五十音順)

菅谷 実 すがやみのる 慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授

鳥居 昭夫とりいあきお 横浜国立大学経営学部教授

中村 清なかむらきよし 早稲田大学国際教養学術院教授

新美 育文にいみいくふみ 明治大学法学部・法科大学院教授

長谷部 恭男はせべやすお 東京大学法学部教授

飛田 恵理子ひだえりこ 東京都地域婦人団体連盟生活環境部副部長

舟田 正之ふなだまさゆき 立教大学法学部教授

山内 弘隆やまうちひろたか 一橋大学大学院商学研究科長・商学部長

山下 東子やましたはるこ 明海大学経済学部教授